

春日井市専用水道等維持管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道、飲料水供給施設並びに井戸等自己水施設（以下「水道施設」という。）の適正な維持管理について指導することにより、衛生的で安全な飲料水を確保することを目的とする。

(指導対象)

第2条 この要領の指導対象は、次の施設とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に基づく施設（以下「専用水道」という。）
- (2) 法第3条第7項に基づく施設（以下「簡易専用水道」という。）
- (3) 法に規定する貯水槽水道であって、前項以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道」という。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。）
- (4) 法の適用を受けない施設であって、井戸等の自己水によって飲料水を供給している個人住宅、共同住宅、寮、店舗、工場その他の事業所等の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。ただし、建築物衛生法の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本要領は適用しない。）

(実施方法)

第3条 専用水道

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努め、春日井市専用水道取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく届出等を指導する。

(2) 指導内容

取扱要領に基づく専用水道施設立入検査表を活用し、法及び第7条に規定する維持管理等について指導する。

2 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道

(1) 実態把握

法第 34 条の 2 第 2 項で厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）等関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

(2) 届出

ア 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者又は当該水道施設の維持管理に関して権限が与えられている者（以下「貯水槽水道の設置者等」という。）は、給水申込みの際に、貯水槽水道設置届（様式第 1 号）を市長に提出する。

イ 貯水槽水道の設置者等は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに貯水槽水道届出事項変更届（様式第 2 号）を市長に提出する。

ウ 貯水槽水道の設置者等は、当該水道施設を廃止（受水槽の有効容量の減少等に伴い簡易専用水道に該当しなくなった場合を含む。）したとき、当該水道施設を長期にわたり使用を中止しようとするとき、又は、休止した当該水道施設を再開しようとするときは、貯水槽水道廃止（休止・再開）届（様式第 3 号）を市長に提出する。

(3) 指導内容

貯水槽水道維持管理調査票（様式第 4 号）を活用し、水道法及び第 8 条に規定する維持管理等について指導する。

3 井戸等自己水施設

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

(2) 指導内容

井戸等自己水施設維持管理調査票（様式第 5 号）を活用し、第 8 条に規定する維持管理等について指導する。

（登録検査機関による検査）

第 4 条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、毎年 1 回以上、定期的に検査を受けること。なお、検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を 3 年以上保存すること。また、小規模貯水槽水道についても、この検査を受けることが望ましい。

- 2 前項の検査の結果、特に衛生上問題があるとして市長に報告するよう登録検査機関から助言を受けた場合は、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者は、速やかにその旨を報告すること。

(水道施設の改善指導)

第5条 水道施設の維持管理について、改善処置等が必要と判断された場合又は、水質汚染事故が発生若しくは発生するおそれがあると判断された場合は、水道の工事現場、施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、施設及び水質等、維持管理に必要な帳簿書類を検査し、改善指導を行う。

- 2 指導の結果、施設の維持管理の不適及び施設の不備等により、給水される水の水質に重大な影響を及ぼすおそれ等のある場合には、水道施設・水質改善計画書(様式第6号)を提出するよう文書で指示し、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届(様式第7号)を提出させるよう指導する。

(水質管理)

第6条 水道施設の指導の結果、汚染事故等により、当該施設から給水される飲料水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合、または、水道施設の設置者からその旨の通報があった場合は、ただちに当該施設の給水を停止するよう指導する。また、飲料水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等、適切な措置を講じるよう指導する。

- 2 専用水道における水質検査の結果、水質基準または厚生労働省通知等に定められている基準等に適合しない場合並びに簡易専用水道の指導の結果、水質不良が判明した場合には、水道施設・水質改善計画書(様式第6号)を提出するよう指示する。そして、水質が改善されるまで月1回以上、水質不適項目及びその関連項目について継続した水質検査を指導するとともに、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届(様式第7号)を提出させるよう指導する。なお、井戸等自己水施設に対しても、水質不良が判明した場合、上記に準じて指導する。
- 3 各種有害物質を原因とする地下水汚染により、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸使用者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。
- 4 その他、水道法第20条に規定する水質検査及び水質管理に関する必

要事項は、「愛知県水道水質検査等実施要領」に規定されるものを準用する。

(専用水道の維持管理)

第7条 取水施設

(1) 衛生管理

- ア 取水施設は、良質の原水を必要量取り入れることができること。
- イ 危険防止や家庭排水の流入、廃棄物の不法投棄等による汚染防止のため、施設及び施設周辺には柵や看板等を整備し、施錠すること。
- ウ 定期的な施設の巡回を行い、水質汚染の早期発見を可能とするために施設周辺の水質変化を観測できるよう、周辺住民への協力依頼等あらゆる方策をとること。
- エ 水源周辺の半径 400 m程度の範囲について、毎年1回、廃棄物最終処理場、工場、団地、事業所等の有無及び概要等を調査すること。

(2) 水量管理

常に適正な揚水量であること。また、その量を記録し3年間保存すること。

(3) 原水の水質管理

- ア 毎日、原水において水温、濁度を測定すること。
- イ 原水の水質検査を毎年1回以上行うこと。(全ての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含め毎年1回以上の水質基準に掲げる全項目検査を実施し、その記録を5年間保存すること。なお、水質基準に適合しない項目については、毎月1回以上相当期間継続して水質検査を実施すること。)

(4) 汚染防止及び安全対策

- ア 井戸には、命綱を備えていること。
- イ 導水管路は定期的に巡視し、水の流水状況・漏水・汚染及び用地の不法占有の有無等について確認すること。なお、導水管路周辺の樹木は漏水原因になるので取り除くこと。
- ウ 豪雨等により土砂が井戸内へ流入するおそれのある所には、覆蓋等の処置をすること。

(5) 事故等の内容と対策

施設の設置者は、外部より以下の情報を受信した場合、必ず受信内容

を記録し、所定の連絡先へ通報するとともに、必要に応じて流域巡回を行い、事故の状況が判明した場合は、給水停止等の応急対策を講じること。

ア 有害物質の検出

地下水汚染のおそれがある時は、ただちに取水を停止し、市長に通報する。その際、原因を判断し必要な措置を講じること。

イ 油類の流下

井戸内にオイルフェンスを設け、吸着板、吸着剤等を投入して除去すること。

ウ 停電

取水施設等の電源が停電した場合は、ただちに自家発電に切り替え、送電開始後は、速やかに取水できるようポンプの状態等を確認しておくこと。

2 導水施設

必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管、その他の設備等を有していること。

3 貯水施設

渇水時にあっても、必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

4 浄水施設

(1) 原水の質及び量に応じて、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。また、ろ過方式にかかわらず、いずれの場合も必ず塩素による消毒を行わなければならない。

(2) ろ過速度は適正であること。ろ過速度を大きくし過ぎると、ろ過池からのフロックの漏出が早まり、また損失水頭の増加が大きくなるので、高速での運転は避けるべきである。また、ろ過継続中にろ過速度を急激に変化させることは、砂層内の砂粒子間の水流を乱し、浄水効率を低下させる一因となるため避けること。

(3) 少なくとも、1日に1回はろ過池流入水の濁度（色度）や損失水頭を測定し、ろ過池の運転状況の把握及び運転状態の点検をすること。

(4) ろ過に際しては、そのろ過設備の洗浄は十分行われていること。

- (5) 常に的確な塩素注入ができるよう注入計器の点検、整備をしておくこと。また、1日1回以上は塩素注入後の残留塩素量を実測し、塩素注入が正確に行われていることを確認すること。
- (6) 浄水施設に監視施設がある場合は、その施設は施錠されており、外部から侵入できない構造であること。
- (7) 浄水施設内部の清掃状況が適正に行われていること。
- (8) 専用の塩素剤貯蔵設備を設け、その点検、整備を十分に行うこと。
 - ア 気化した塩素ガスは空気よりも重く毒性が強いため、取り扱いには十分注意すること。また、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等の法令や基準の適用を受けるので十分な注意が必要である。
 - イ 消毒剤は、常に使用量の10日分以上の量を確保していること。
 - ウ 塩素注入が正確に行われているかどうかを検査するとともに、容器内の残存量及び消費量を点検し、塩素注入が中断しないよう適宜補充を行うこと。
 - エ 塩素漏出時、火災発生時、地震時等の処置対策を講じておくこと。
 - オ 消毒施設については予備施設を必ず設置すること。

5 排水処理施設

- (1) 水処理は円滑に行われ、処理水の運用は適正であること。
- (2) 処理水を原水に返送する場合には、その量と質をできるだけ均一にすること。また、公共用水域などへ排水する場合には排水基準に適合しているかどうか、随時監視するとともに水質検査を行うこと。

6 送水・配水施設

- (1) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管、その他の設備があること。
- (2) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水設備、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (3) 漏水防止対策には万全を期すこと。
- (4) 配水設備の容量は適正に保つこと。

7 危機管理対策

専用水道の維持管理に係る上記1から6の各施設について、災害及び事故を含めた異常が発生した場合の連絡先、監視・応急対策等について、危機対策実施要領および緊急連絡網を整備し、内部関係者に周知徹底す

ること。また、危機対策実施要領及び緊急連絡網については、作成後、速やかに市長に1部提出すること。

8 水質検査計画の報告

専用水道の設置者は、水質検査計画を策定し、前年度末日までに市長に報告すること。

9 水質検査結果及びクリプトスポリジウム等対策の報告

専用水道の設置者は、以下の項目について翌年度5月末日までに市長に報告すること。ただし、第1号においては、専用水道の設置者が独自に作成する水質年報等を提出する場合は、水道給水フロー図等の報告を省略することができる。なお、様式については愛知県水道水質検査等実施要領に準じる。

(1) 水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等

(2) 前年度分の水道原水におけるクリプトスポリジウム等対策状況

(簡易専用水道及び小規模貯水槽水道、井戸等自己水施設の維持管理)

第8条 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道、井戸等自己水施設(以下「簡易専用水道等」という。)の設置者(2人以上のものが共同して簡易専用水道等を設置している場合はその代表者)又は当該施設の維持管理に関して権限を与えられている者は、次の事項によりその水道の給水施設について適切に維持管理すること。なお、簡易専用水道等の設置者が自ら管理を行わない場合には、管理を担当する者を明確にしておくこと。

(1) 施設管理

ア 簡易専用水道等においては、施設内に関係者以外の者または動物が侵入できないよう柵を設置し、また、有害物、汚水等の混入がないよう施設の保守点検を定期的実施し、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。なお、井戸等自己水施設においては、井戸等の水源についても定期的に保守管理すること。また、地震・凍結・大雨等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。

イ 井戸等自己水施設の設置者は、井戸の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等)並びに井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ 小規模受水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

(2) 水質検査

ア 簡易専用水道等においては、遊離残留塩素の測定を末端給水栓で 1 週間に 1 回以上実施し、遊離残留塩素濃度を 0.1 mg/L（結合残留塩素濃度の場合は 0.4 mg/L）以上に保持すること。また、水槽を長期間使用しない等により飲料水が滞留したときは、一定時間放水し、遊離残留塩素濃度を 0.1 mg/L（結合残留塩素濃度の場合は 0.4 mg/L）以上に保持すること。なお、井戸等自己水施設にあつては、次亜塩素酸ナトリウム等の塩素剤の自動注入設備等を用いて消毒を行い、その適正な管理を図ること。

イ 簡易専用水道等においては、1 日 1 回給水栓の水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）に規定される「水質基準項目」（以下「水質基準項目」という。）のうち、必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。また、簡易専用水道等を初めて使用するときは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度及び濁度に関する水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認することが望ましい。

ウ 井戸等自己水施設においては、飲料水について、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される一般有機化学物質、その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目に関する水質検査を毎年 1 回以上、定期的に行うこと。なお、水質基準項目のうち上記以外の項目に関する水質検査についても毎年 1 回、定期的に行うことが望ましい。また、井戸等自己水施設を初めて使用するときは、水質基準項目に掲げるすべての項目の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。井戸等自己水施設の設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定

する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

(3) 水槽の清掃

簡易専用水道等のうち水槽（受水槽、高置水槽等）を有するものにあつては、水槽の清掃を毎年1回以上、定期的に行うこと。なお、水槽の清掃については、建築物衛生法第12条の2の規定により知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者に委託することが望ましい。

また、水槽の清掃を行う場合は、次の事項に留意すること。

ア 水槽の清掃を行うに当たっては、給排水設備の状況等を十分把握したうえで作業計画をたてること。

イ 水槽が消防用設備等と共用されている場合にあっては、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ関係消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。

ウ 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、事前に糞便検査を受け、異常のないことを確認すること。なお、作業当日下痢などの症状がある者は作業に従事してはならないこと。

エ 作業衣及び使用器具は水槽の清掃専用のものであること。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具等の消毒を行うこと。

オ 作業中は、水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

カ 水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、水槽周辺の清掃、水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。

キ 受水槽の清掃を行った後、圧力水槽及び高置水槽等の清掃を行うこと。

ク 洗浄後の汚水は完全に排水すること。

ケ 水槽の清掃の終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。

なお、消毒は2回以上繰り返すとともに、消毒後の排水は完全に排除すること。また、消毒完了後は槽内には立ち入らないこと。

コ 水槽内の水張り終了後、末端給水栓及び水槽内の水質検査並びに残留塩素の測定を行うこと。この際、水質検査は水の色、臭い、味、色度及び濁度について異常のないことを確認すること。また、遊離残留塩素濃度が0.2 mg/L（結合残留塩素濃度の場合は1.5 mg/L）以上であることを確認すること。

(4) 帳簿書類、記録等

ア 簡易専用水道等の給排水関係の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整理し、永年保存すること。

イ 簡易専用水道等の給水施設の保守点検、水槽の清掃、残留塩素の測定及び水質検査の結果を記録し、3年間保存すること。

(普及啓発活動)

第9条 飲料水の衛生指導

受水槽、井戸、ウォータークーラー等の飲料水について、市民、業者等から相談があった場合は、その衛生指導に努め、必要に応じ現場検査を行う。また、家庭用浄水器等水道の給水栓に直接取り付ける器具の衛生管理について、必要に応じ設置者又は利用者等に対し、広報等の掲載により知識の普及を図る。さらに、井戸水又は湧水等を不特定多数の者に飲用の目的で提供する者に対して、必要に応じ第8条に規定するもののうち、井戸等自己水施設に関する事項に準じた指導を行う。

2 啓発活動の実施

水道施設の設置者又は当該施設の維持管理に関して権限が与えられている者に対し、広報、ホームページ等の活用により、当該施設の維持管理及び飲料水の衛生確保に関する知識の啓発を図る。

(関係機関との連携)

第10条 飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況について、関係部局と連携し、把握に努める。このほか、水質及び施設の維持管理上必要な事項について、登録検査機関及び関係機関から情報提供を得るために必要な手続きを行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の春日井市専用水道等維持管理指導要領の規定に基づいて調整されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市専用水道等維持管理指導要領の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。